

## 千葉県精神障害者通所施設通所交通費助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、通所施設に通所する精神障害者に対し、通所に必要な交通費（以下「通所交通費」という。）の一部を助成することにより、精神障害者の社会復帰及び自立と社会経済活動への参加の促進を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 この要綱により通所交通費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「障害者手帳」という。）の交付を受けている者であって、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護を行う施設に通所している者
  - (2) 法第5条第12項に規定する自立訓練を行う施設に通所している者
  - (3) 法第5条第13項に規定する就労移行支援を行う施設に通所している者
  - (4) 法第5条第14項に規定する就労継続支援を行う施設に通所している者
  - (5) 法第5条第27項に規定する地域活動支援センターに通所している者
  - (6) 千葉県デイケアクラブ実施要綱（平成17年4月1日施行）に基づくデイケアクラブに参加している者
  - (7) 千葉県精神障害者共同作業所設置運営要綱（平成7年4月1日施行）に基づき設置運営されている精神障害者共同作業所に通所している者
  - (8) 厚生労働大臣が定める施設基準に適合していると都道府県知事に届出を行った保険医療機関が実施する精神科デイケア、精神科ナイトケア、精神科デイナイトケア及び精神科ショートケアに通院又は通所している者
  - (9) その他前各号に掲げるものに類する者で市長が対象者として認めたもの
- 2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）その他の規定等により通所交通費の助成を受けることができる者で、当該助成により通所交通費を負担しないこととなるものは、対象者としなない。

### (助成の範囲及び方法)

第3条 この要綱による通所交通費の助成（以下「助成」という。）は、住居から通所施設（前条第1項に掲げる施設をいう。）までの通所の距離が片道500m以上である場合に当該施設への通所に係る前条に規定する対象者の通所交通費（公共交通機関の利用に要した経費）について行うものとし、次の各号に定める方法により月を単位として算定した額とする。

(1) 1か所の通所施設のみに通所する場合

最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法に係る1回の通所に要する運賃の額に通所した日数を乗じて得た額（以下「実費」という。）又は利用期間が1か月の定期乗車券の価額（前条に規定する対象者が単独で乗車する場合に適用される価額とする。以下「1か月定期券料金」という。）のいずれか少ない額から他の法令、条例、要綱等による助成の額を控除して得た額の2分の1に相当する額。

ただし、通所した日数が通所施設と契約した1か月の利用日数と同じであったと仮定して算出した実費が1か月定期券料金より多いときは、通所しなかったときを除き、当該1か月定期券料金を実費とみなす。

(2) 2か所以上の通所施設に通所する場合

各施設ごとに前号の規定により算定して得た額の合算額（ただし、重複する区間がある場合には、最も合理的かつ経済的な額を算定するものとする。）

- 2 助成の額は、10円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。
- 3 助成は、月の途中で、対象者の資格を取得したときは当該資格取得日から、対象者の資格を喪失したときは当該資格喪失日の前日まで行うものとする。この場合において、助成金の額は、日割計算により算出するものとする。

（助成の申請）

第4条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成期ごとに別表期間の欄に定める月のうち最も遅い月（以下「最終月」という。）の翌月25日までに、当該助成期の通所交通費に係る通所施設通所交通費助成申請書（様式第1号）に通院・通所証明書（様式第2号）を添付して市長に提出するものとする。ただし、第2条第1項第6号の規定に該当する者については、通院・通所証明書を添付することを要しない。なお、各期別の請求書提出締切日までに、受給者が請求できなかったことに特段の理由があると認められるとき

は、当該締切日を過ぎたものであっても請求できるものとする。

(助成の決定及び助成金の交付)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、申請の可否の判定を行った上、各助成期の最終月の翌々月までに、助成の決定をしたときは通所施設通所交通費助成決定通知書(様式第3号)により、助成の対象に該当しないと決定したときは通所施設通所交通費助成非該当通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通所施設通所交通費助成決定通知書により助成の決定を通知したときは、速やかに助成期ごとに別表期間の欄に定める月分の助成金を申請者の指定した金融機関の口座に振り込んで交付するものとする。

(決定の取消し)

第6条 市長は、対象者が第2条第1項に規定する対象者の要件を満たさないにもかかわらず、助成を受けたとき又は偽りその他不正の手段により助成を受けたときは、第5条第1項の規定による助成の決定を取り消し、通所施設通所交通費助成決定取消通知書(様式第5号)によりその旨を対象者に通知するものとする。

(助成費の返還)

第7条 市長は、前条の規定により助成の決定を取り消した者に対して、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行し、同日以後の通所施設への通所に係る助成金について適用する。

平成9年4月1日改訂

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

## 別 表

区 分	期 間	申請書提出日	支給月
第1期	4月分、 5月分、 6月分	7月25日まで	8月
第2期	7月分、 8月分、 9月分	10月25日まで	11月
第3期	10月分、 11月分、 12月分	1月25日まで	2月
第4期	1月分、 2月分、 3月分	4月25日まで	5月